

投資サービス法の想定範囲(運用関係業法)

資料B-4

	銀行法等	信託業法		証券投資 顧問業法	投資信託法	商品 ファンド法	不動産特定 共同事業法	保険業法	
	銀行業	信託会社	指図権者	投資一任業者	投信委託業者	商品投資 顧問業 (注1)	不動産特定共 同事業 (注2)	特別勘定	一般勘定
運用対象 資産	預金	資産一般	資産一般	有価証券	有価証券、 不動産等の 特定資産	商品投資 (注3)	不動産投資 (注4)	変額保険	保険
その他の 規制 (下線部分は 運用に関連す る部分)	1章 総則 2章 業務 2章の2 子会社等 3章 経理 4章 監督 5章 合併分割等 6章 廃業、解散 7章 外銀支店 7章の2 株主 8章 雑則	1章 総則 2章 信託会社 3章 外国信託業者 4章 指図権者 5章 信託契約代理店 6章 信託受益権販売業者 7章 雑則 8章 罰則		1章 総則 2章 登録 3章 業務 4章 投資一任契約に 係る業務 5章 監督 6章 証券投資顧問業協会 7章 雑則 8章 罰則	1編 総則 2編 投資信託 制度 1章 委託者 指図型 投資信託 2章 委託者 非指図型 投資信託 3編 投資法人 制度	1章 総則 2章 商品投資 販売業 3章 商品投資 顧問業 1節 許可 2節 業務 3節 監督 4章 雑則 5章 罰則	1章 総則 2章 許可 3章 業務 4章 監督 5章 協会 6章 雑則 7章 罰則	1編 総則 2編 保険会社等 3編 保険募集 1章 通則 2章 保険募集人等 3章 保険仲立人 4章 業務 5章 監督 4編 雑則 5編 罰則	
参入要件	免許【2条】	免許【3条】		認可【24条】	認可【6条】	許可【30条】	許可【3条】	免許【3条】	免許【3条】
運用規制		スキヤルピングの禁 止 【29条(1)】 アームズ・レンジス ルール 【29条(1)】等	スキヤルピングの禁 止 【66条】 アームズ・レンジス ルール 【66条】等	スキヤルピングの禁 止 【30条の3(1)】 アームズ・レンジス・ ルール 【30条の3(1)】 等	スキヤルピングの禁 止 【34条の3(1)】 アームズ・レンジス・ ルール 【34条の3(1)】等	スキヤルピングの 禁止 【42条(2)】 等	投機的取引 の抑制 【14条(2)】	アームズ・レン グス・ルール 【100条の3】 等	アームズ・レン グス・ルール 【100条の3】 等
運用に関 する規制	運用規制								
善管注意義務	善管注意義務	善管注意義務 【28条(2)】	善管注意義務	善管注意義務	善管注意義務 【14条(2)】	善管注意義務	善管注意義務	善管注意義務	善管注意義務
忠実義務	忠実義務	忠実義務 【28条(1)】	忠実義務 【65条】	忠実義務 【30条の2】	忠実義務 【14条(1)】	忠実義務 【41条】	誠実義務 【14条(1)】	忠実義務	忠実義務
分別管理義務	分別管理義務	分別管理義務 【28条(3)】	信託会社の 分別管理義務	預託の受入の禁止 【19条】	分別管理義務 【4条】	預託の受入禁止 【40条】	分別管理義務 【27条】	分別管理義務	分別管理義務

(※) 英国・金融サービス市場法の投資物件 (investments) (別紙2) → これを含む資産の運用は金融サービス業
 そこで今回、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の一任 → 投資商品(別紙1)を含む資産の運用、を適用対象に。

(注1) 商品投資顧問業関連は経済産業省・農水省共管
 (注2) 金銭出資・金銭償還のものについては国土交通省・金融庁共管。その他は国土交通省単管。
 (注3) 商品ファンドには、①預金・・・制限無し、②CDを含むその他金融商品・・・2分の1未満、③金融デリバティブ・・・3分の1以下 組み入れ可(ガイドライン)
 (注4) 特定共同事業では、公共債、預金への余資運用可(不動産関連金融商品、一部の債券等・・・3分の1未満)